

令和3年第3回
八潮市議会定例会

条例案の概要

議案第 7 1 号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの再発行に関し、地方公共団体情報システム機構が手数料を徴収することができることとなったことに伴い、個人番号カードの再交付手数料を廃止するための改正

2 内 容

個人番号カードの再交付に係る手数料の廃止

3 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日

議案第72号

八潮市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

道路法の一部改正等を踏まえ、市道に自動運行補助施設を設置するために
占用の許可を受けた者が納入すべき占用料を定める等するための改正

2 内 容

(1) 占用物件の追加

① 道路法第32条第1項第3号に掲げる施設（自動運行補助施設）

例 自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類

- ・地下に設けるもの 長さ1メートルにつき1年 9円
- ・その他のもの " 29円

② 道路法施行令第7条第12号に掲げる器具（自転車等の車輪止め装置）

- ・占用面積1平方メートルにつき1年 近傍類似の土地の固定資産税評価額に0.033を乗じて得た額

(2) 占用料の改定

令和2年4月の固定資産税評価額を踏まえ、占用物件の占用料を改定する。

例		改正前	改正後
・第2種電柱	1本につき1年	1,600円	→ 2,500円
・第1種電話柱	"	930円	→ 1,500円
・地下埋設管	1メートルにつき1年 (外径0.1メートル未満)	48円	→ 88円
・工事用足場	占用面積1平方 メートルにつき 1月	360円	→ 440円

(3) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

① 改正後の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日以前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

② 施行日前にした許可又は協議による占用であって、施行日以後も引き

続き占有をする場合における施行日以後の占有に係る占有料の額は、改正後の条例の規定により算出した徴収すべき占有料の額が当該占有料を徴収しようとする年度の前年度における占有に係る占有料の額に100分の120を乗じて得た額を超える場合には、①及び改正後の条例の規定にかかわらず、その額とする。

八潮市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

道路構造令の一部改正に伴い、市道における歩行者利便増進道路に係る構造基準を定める等するための改正

2 内 容

(1) 設置要件及び構造基準の新設

① 自転車通行帯（第2条、第8条の2関係）

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、「自転車通行帯」を新たに規定し、その設置要件を次のように定める。

ア 自動車及び自転車の交通量が多い道路には自転車通行帯を設けること。

イ 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設けること。

ウ 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とすること。

エ 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めること。

② 歩行者利便増進道路（第39条関係）

歩行者利便増進道路（賑わいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間が整備され、占用を柔軟に認められる道路）の構造基準を次のように定める。

ア 歩行者の滞留スペースを設けること。

イ 歩行者利便増進施設等の設置場所を確保すること。

ウ バリアフリー基準に適合すること。

(2) 自転車道の設置要件の追加（第9条関係）

改正前 自動車等の交通量が多い道路

改正後 自動車等の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの

(3) 交通安全施設の追加（第30条関係）

交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として、自動運行補助施設（自動運行車の安全な運行を、道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設）を追加する。

3 施行期日

公布の日